

令和 8 年度 第 256 号
令和 9・10・11 年度甲賀市外国語指導助手派遣業務委託仕様書

1. 目 的

国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を導入することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国語等によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図ることを目的として、小学校の外国語教育の指導助手を派遣により実施する。

2. 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、令和 9 年 3 月 31 日までは当該業務の準備期間とし、業務委託料は発生しない。

3. 業務内容

この業務については派遣業務であり、ALT として下記の業務を中心に行うこと。

- ① 小学校における外国語活動・外国語科の補助
- ② 小学校における外国語活動・外国語科に関する担当教諭とのチーム・ティーチングによる授業実施及び事前打ち合わせ
- ③ 外国語教材作成の補助
- ④ 学校行事や特別活動及び課外活動への参加
- ⑤ 国際交流活動への協力
- ⑥ ALT を配置する前の教育訓練及び研修
- ⑦ その他所属長または校長が必要と認める職務

4. 配置場所

甲賀市内各小学校（令和 8 年度配置校を参考とし、各年度の配置校については発注者の指示に従うこと。）

（1）小学校

1	伴 谷 小 学 校	所在：甲賀市水口町伴中山 2 2 5 2 番地
2	伴 谷 東 小 学 校	所在：甲賀市水口町山 7 7 4 番地
3	柏 木 小 学 校	所在：甲賀市水口町北脇 1 1 3 2 番地
4	水 口 小 学 校	所在：甲賀市水口町本町 1 丁目 2 番 1 号
5	綾 野 小 学 校	所在：甲賀市水口町綾野 3 番 6 号
6	貴 生 川 小 学 校	所在：甲賀市水口町三大寺 4 3 7 番地
7	土 山 小 学 校	所在：甲賀市土山町北土山 1 4 6 2 番地
8	大 野 小 学 校	所在：甲賀市土山町大野 9 4 9 番地
9	大 原 小 学 校	所在：甲賀市甲賀町大久保 1 0 0 0 番地
10	油 日 小 学 校	所在：甲賀市甲賀町上野 1 3 2 2 番地
11	佐 山 小 学 校	所在：甲賀市甲賀町小佐治 2 9 2 2 番地
12	甲南第一小学校	所在：甲賀市甲南町深川 1 7 2 8 番地 1
13	甲南第二小学校	所在：甲賀市甲南町杉谷 2 0 4 6 番地
14	甲南第三小学校	所在：甲賀市甲南町野川 8 4 0 番地

15	甲南中部小学校	所在：甲賀市甲南町竜法師1137番地
16	希望ヶ丘小学校	所在：甲賀市甲南町希望ヶ丘3丁目34番地
17	信楽小学校	所在：甲賀市信楽町江田969番地
18	雲井小学校	所在：甲賀市信楽町牧868番地
19	小原小学校	所在：甲賀市信楽町柞原899番地
20	朝宮小学校	所在：甲賀市信楽町下朝宮268番地
21	多羅尾小学校	所在：甲賀市信楽町多羅尾2012番地

※令和10年4月に、信楽5地区（信楽、雲井、小原、朝宮、多羅尾）を現在の信楽小学校へ統合する計画があります。契約期間中に統合が行われた場合は、ALTの効率的な配置案、指導体制の見直し（配置人員や巡回校数）を市と協議のうえ決定すること。また、見直しに伴い、配置人数、業務日数等に変更があった際は、契約金額等の変更を行う場合があります。

（2）その他

1	甲賀市役所教育委員会事務局	所在：甲賀市水口町水口6053番地
---	---------------	-------------------

5. 配置人数

5名

6. 業務日、業務時間

- ① 業務は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）の学校課業日を中心とした200日間とする。ただし、学校行事等の関係で事前に双方の合意がある場合は、その限りでない。
- ② 業務時間は、原則として午前8時20分から午後4時35分までとする。
- ③ 担当ALTによる業務が実施できない場合、受託者は速やかに代替ALTの対応をとること。

7. ALTの変更

委託者は、配置されたALTに配置場所において問題が生じ、業務実施に支障が生じていると判断したときは、受託者にALTの変更を求めることができる。

8. ALTの条件

- ① 英語を母国語とし、出身国にて大学以上の教育機関を卒業した者。
- ② 業務の遂行に必要なビザを取得しており、かつ、身分保証ができる者。
- ③ 学校教育に対して積極的に取り組み、かつ、常に児童の視点に立ち熱意を持って英語指導にあたる者。
- ④ 簡単な日本語で意志疎通を図ることができること。
- ⑤ 自動車運転免許を有し、会社又は個人所有の車で移動可能な者。
- ⑥ 職務専念義務、守秘義務を順守すること。
- ⑦ 指導者としてふさわしい態度・服装等をする事。
- ⑧ 適正な就労査証を持つ者。
- ⑨ 日本での就労が認められており、犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者。

9. 経費負担

次に掲げる経費は受託者の負担とする。

- ・講師給与（法定福利を含む）
- ・講師管理費（各種保険含む）
- ・講師渡航費（採用に要する経費、ビザ等含む）
- ・講師住宅費、講師通勤交通費（学校間等の移動費含む）
- ・研修等に要する経費等

10. 支払方法

月額支払いとする。

11. 遵守事項

- (1) 受託者は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）を遵守するとともに、甲賀市立小学校の外国語活動及び英語科の学習指導の目的を熟知し、学校におけるALTとしての規律と節度を持って職務を遂行させなければならない。
- (2) 受託者は、学校において校長をはじめとする教職員の職務上の指揮・命令に服し、児童に対して親切丁寧を旨とし、不快不信の念を与えないようALTを指導教育すること。
- (3) 受託者はALTを派遣するにあたって、関係法令、条例、規則等を熟知しなければならない。
- (4) 受託者は本派遣業務を円滑に遂行するために、ALTの職務に係る一切の業務について誠意をもって遂行し、次に定める事項について遵守する。
 - ① 派遣契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
 - ② ALTが選任された時点で、名前、性別、社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得届けの提出の有無等、労働者派遣法で定められ事項を甲賀市に通知する。
 - ③ 労働者派遣法の趣旨に則して本仕様書記載の要件を満たすALTを派遣する。法令や契約に違反するALTを派遣した場合の責めは受託者が全て負う。
 - ④ ALTに対して適正な労働管理を行い、業務の遂行に支障が生じないように適切に指導する。
 - ⑤ ALTが傷病その他の理由により長期にわたって派遣ができなくなった場合は、受託者は甲賀市に通知の上速やかに責任をもって代理のALTを派遣しなければならない。
 - ⑥ 甲賀市へのALTの派遣に係る派遣元責任者を選任し、甲賀市教育委員会及び派遣先の学校との連携を図る。
 - ⑦ 派遣開始日までに、派遣元責任者が甲賀市教育委員会へ事前訪問し打合せを行う。
 - ⑧ ALTに対する研修を実施し、指導技術の向上を図るとともに児童生徒の人権擁護や安全管理に関する教育にも十分留意する。
 - ⑨ 契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてならない。
 - ⑩ 業務上得られた情報については細心の注意をもって取り扱い、契約終了後も将来にわたって第三者に漏洩してはならない。受託者側が漏洩したことによって甲賀市に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者はALTに次の服務規程を遵守させる。
 - ① その職務を遂行するに当たり、法令、条例等及び派遣先校長等の指揮命令に従う。
 - ② 甲賀市及び派遣された学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。

- ③ 職務上知り得た秘密を本契約終了後も将来にわたって漏らしてはならない。
- ④ 職務に関して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ⑤ 学校教育にふさわしい服装・態度で臨みまた、学校管理運営上、支障が生じる行為を行ってはならない。
- ⑥ 就業時間内は職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いねばならない。業務上必要としない場所に立ち入り、又は業務上必要のない設備・機器に触れてはならない。

1 2. 損害賠償

- (1) 派遣業務の遂行につき、A L Tが故意又は重大な過失により甲賀市に損害を与えた場合は、受託者は甲賀市に賠償責任を負う。ただし、その損害が、指揮命令者その他、甲賀市が使用する者（以下「指揮命令者等」という。）のA L Tに対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。
- (2) 前項の場合において、その損害が、A L Tの故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲賀市及び受託者は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定める。
- (3) 甲賀市は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、受託者に書面で通知する。

1 3. 業務上災害等

- (1) 派遣就業に伴うA L Tの業務上災害については、受託者が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤及び移動中の災害については、受託者の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。
- (2) 甲賀市は、受託者の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

1 4. 苦情処理方法、連携体制等

- (1) 甲賀市と受託者は、A L Tから派遣業務の遂行に関して苦情申出を受ける者をそれぞれ置き、責任者をもってこれにあてる。
- (2) 受託者はA L Tから派遣業務の遂行に関して苦情の申出を受けたときには、速やかにその内容を甲賀市に通知し、甲賀市と密接な連携の下に迅速かつ適切な処理を図る。
- (3) 甲賀市はA L Tから派遣業務の遂行に関して苦情申出を受けたときには、速やかにその内容を受託者に通知し、受託者との密接な連携の下に迅速かつ適切な処理を図る。

1 5. 安全及び衛生等

- (1) 甲賀市はA L Tを業務に従事させる前に安全教育を実施するとともに、A L Tが労働災害に被災した場合は、遅延なく受託者における責任者へ連絡する。

1 6. 権利の帰属

- (1) A L Tが配置された甲賀市立学校の学級担任等及び英語科教員等と協力して職務上作成した教材等に係る著作権や知的所有権の諸権利等は甲賀市に属する。

17. その他

この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定する。

18. 甲賀市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について （「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- ① 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- ③ 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

担当：甲賀市教育委員会事務局 学校教育課